

社会福祉法人 誠心福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 誠心福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表 1

	報 酬	実費弁償費	備 考
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円	実費相当	
評議員会出席報酬等	5, 0 0 0 円	実費相当	
監事報酬等	1 0, 0 0 0 円	実費相当	

別表 2

旅 費	報 酬	宿泊費	その他
実 費	1 0, 0 0 0 円	実 費	実 費